

委員会提出議案第 4 号

柏市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 8 日

柏市議会議長 助 川 忠 弘 様

議会運営委員会委員長 日 暮 栄 治

提案理由

議会関係資料の印刷枚数の削減及び効率的な閲覧をするため、並びに新型コロナウイルス感染拡大防止等を目的としたオンライン会議を開くため、タブレット端末を議場又は委員会の会議室で使用できることとしたいので提案する。

柏市議会規則第 号

柏市議会会議規則の一部を改正する規則

柏市議会会議規則（昭和41年柏市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第145条の次に次の1条を加える。

（タブレットの持込み）

第145条の2 議員及び説明のため出席をする者は、議会若しくは委員会の会議への出席をするため、又は当該会議の参考にするために使用する場合に限り、議場又は委員会の会議室にタブレット（電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第1条第2項第24号に規定するタブレットをいい、本市が貸与するものに限る。以下同じ。）を持ち込むことができる。

第150条の見出しを「（資料等の配布等の許可）」に改め、同条中「配布するとき」の次に「又は自己以外の者がタブレットを使用して自己が用意する資料、文書等を閲覧することができる状態にするとき」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（資料の掲示）

第150条の2 議員及び説明のため出席をする者は、議場又は委員会の会議室において、画像若しくは映像を表示する装置に表示する方法、投影機を使用して幕に投影する方法又は自己以外の者が使用するタブレットの映像面に表示する方法により、自己の発言を補足するための資料を掲示することができる。

2 議員及び説明のため出席をする者は、議場において前項の規定による掲示をしようとするときは、あらかじめ議長が定める日時までに、議長が別に定める書面により申請し、当該掲示に係る議長の許可を得なければならない。

3 前項の規定は、委員会の会議室において第1項の規定による掲示をしようとするときについて準用する。この場合において、前項中「議長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。